

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (案)				現行																			
<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 <u>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>(略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</u></p> <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">事務</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 45%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事務	名称	額	徴収時期	1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>(略)</p> <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">事務</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 45%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事務	名称	額	徴収時期	1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		
事務	名称	額	徴収時期																				
1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料																						
事務	名称	額	徴収時期																				
1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料																						

都市低炭素化促進法第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)			認定申請のとき。	
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」といふ。）が作成した都市低炭素化促進法第五十四	(1) 一戸建て住宅 (略)	(略)		(略)
	項各号に掲げ	(2) ア 住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	(略)		
		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分 (イ) 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		(略)
		共用廊下等の部分 (略)	九千三百円  一万六千円		

都市低炭素化促進法第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)			認定申請のとき。	
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」といふ。）が作成した都市低炭素化促進法第五十四	(1) 一戸建て住宅 (略)	(略)		(略)
	項各号に掲げ	(2) ア 住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	(略)		
		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分 (イ) 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		(略)
		共用廊下等の部分 (略)	九千三百円  二万六千円		

る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合		当該部分の床面積 の合計が千メー トルを超え二千平方 メートル以内のも の	二万六千円
		(略)	(略)
	(ウ)	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートル以内のも の	九千三百円
	非住宅 の部分 (略)	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え千 平方メートル以内 のもの	一万六千円
		当該部分の床面積 の合計が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以内 のもの	二万六千円
	(略)	(略)	(略)

る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合			
		(略)	(略)
	(ウ)	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートル以内のも の	九千三百円
	非住宅 の部分 (略)	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以 内のもの	二万六千円
		(略)	(略)

	(3)	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		九千三百円
	及び	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		一万六千円
		(2)	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
	以外の建築物			二万六千円
				(略)
2 1 以外の 場合	(1)	一戸建て住宅		(略)
	(2)	ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)
		イ 一の建築物の申請部分	(ア) 住戸の部分	(略)

	(3)	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		九千三百円
	及び	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		二万六千円
		(2)	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
	以外の建築物			(略)
				(略)
2 1 以外の 場合	(1)	一戸建て住宅		(略)
	(2)	ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)
		イ 一の建築物の申請部分	(ア) 住戸の部分	(略)

請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十万九千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十三万八千円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円
		(略)	(略)
	(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	二十四万二千円

請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十万九千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円
		(略)	(略)
		(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの

		当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え千 平方メートル以内 のもの	三十万円
		当該部分の床面積 の合計が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以内 のもの	三十八万四千 円
		(略)	(略)
(3)	建築物の延べ面積が三百平方メー (1) トル以内のもの		二十四万二千 円
及び	建築物の延べ面積が三百平方メー (2) トルを超え千平方メートル以内の 以外の 建築物	もの	三十万円

		当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以 内のもの	三十八万四千 円
		(略)	(略)
(3)	建築物の延べ面積が三百平方メー (1) トル以内のもの		二十四万二千 円
及び	建築物の延べ面積が三百平方メー (2) トルを超え二千平方メートル以内 以外の 建築物	もの	三十八万四千 円

		建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	
		(略)	(略)	
2 都市低炭素化促進	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (略)			変更認定申請のとき。
法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げ	(1) 一戸建て住宅	(略)	
		(2) ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	
		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) (略)	(略)
			(イ) 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千	一万千円

		(略)	(略)	
2 都市低炭素化促進	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (略)			変更認定申請のとき。
法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げ	(1) 一戸建て住宅	(略)	
		(2) ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	
		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) (略)	(略)
			(イ) 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二	一万八千円

る基準  
に適合  
してい  
ること  
を示す  
書類が  
提出さ  
れた場  
合

	平方メートル以内 のもの	
	当該部分の床面積 の合計が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以内 のもの	一万八千円
	(略)	(略)
(ウ) 非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートル以内のも の	六千五百円
	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え千 平方メートル以内 のもの	一万千円

る基準  
に適合  
してい  
ること  
を示す  
書類が  
提出さ  
れた場  
合

	千平方メートル以 内のもの	
	(略)	(略)
(ウ) 非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートル以内のも の	六千五百円
	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以 内のもの	一万八千円



		当該部分の床面積 の合計が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以内 のもの	一万八千円
		(略)	(略)
及び 以外の 建築物	(3) (1)	建築物の延べ面積が三百平方メ ートル以内のもの	六千五百円
	(2)	建築物の延べ面積が三百平方メ ートルを超え千平方メートル以内の もの	一万千円
		建築物の延べ面積が千平方メ ートルを超え二千平方メートル以内の もの	一万八千円
		(略)	(略)
(1)	一戸建て住宅	(略)	(略)

		(略)	(略)
及び 以外の 建築物	(3) (1)	建築物の延べ面積が三百平方メ ートル以内のもの	六千五百円
	(2)	建築物の延べ面積が三百平方メ ートルを超え二千平方メートル以内 のもの	一万八千円
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(1)	一戸建て住宅	(略)	(略)

2 1 以外の 場合	(2) 共同住 宅等	ア 住 戸ごと の申請 の場合	(略)	(略)	
		イ 一 の建築 物の申 請の場 合	(ア) 住戸の 部分	(略)	
			(イ) 共用廊 下等の 部分	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートル以内のも の	五万七千円
				当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え千 平方メートル以内 のもの	七万二千円
				当該部分の床面積 の合計が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以内 のもの	九万六千円

2 1 以外の 場合	(2) 共同住 宅等	ア 住 戸ごと の申請 の場合	(略)	(略)	
		イ 一 の建築 物の申 請の場 合	(ア) 住戸の 部分	(略)	
			(イ) 共用廊 下等の 部分	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートル以内のも の	五万七千円
				当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以 内のもの	九万六千円

		(略)	(略)
	(ウ) 当該部分の床面積 非住宅 の部分が 三百平方 メートル以内のもの	十二万三千元	
	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以内 のもの	十五万四千元	
	当該部分の床面積 の合計が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以内 のもの	十九万八千元	
	(略)	(略)	
(3)	建築物の延べ面積が三百平方メー (1) トル以内のもの	十二万三千元	
及び	建築物の延べ面積が三百平方メー (2) トルを超え二千平方メートル以内の もの	十五万四千元	

		(略)	(略)
	(ウ) 当該部分の床面積 非住宅 の部分が 三百平方 メートル以内のもの	十二万三千元	
	当該部分の床面積 の合計が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以 内のもの	十九万八千元	
	(略)	(略)	
(3)	建築物の延べ面積が三百平方メー (1) トル以内のもの	十二万三千元	
及び	建築物の延べ面積が三百平方メー (2) トルを超え二千平方メートル以内 のもの	十九万八千元	

	以外の建築物	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
		(略)	(略)

	以外の建築物		
		(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

別表第三 (第二条関係)

別表第三 (第二条関係)

事務	名称	額	徴収時期
1 建築物省エネ法第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (略)		計画提出又は計画通知のとき。
	1 非住宅部分（建築物省エネ法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万六千七百円	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円	
		(略)	(略)

事務	名称	額	徴収時期
1 建築物省エネ法第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (略)		計画提出又は計画通知のとき。
	1 非住宅部分（建築物省エネ法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円	
		(略)	(略)

性能適合性判定に係る審査の場合	2 1	<p>(1) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合</p>	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万七百元
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
		<p>(2) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合</p>	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円

性能適合性判定に係る審査の場合	2 1	<p>(1) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合</p>	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
			(略)	(略)
		<p>(2) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合</p>	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千七百円

		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円						
		(略)	(略)			(略)	(略)		
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (略)			変更計画提出	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (略)			変更計画提出
二条第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千八百円	又は変更計画通知のとき。	二条第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千九百円	又は変更計画通知のとき。
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千九百円						

性能確保 の計画 の変更 に係る 建築物 部分の エネルギー 消費性能 適合性 判定に 係る審 査	2 1	(1) モデル建物法による場合	(略)	(略)	
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万七千六百円	
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千円	
			(略)	(略)	
			(2) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
				(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)

性能確保 の計画 の変更 に係る 建築物 部分の エネルギー 消費性能 適合性 判定に 係る審 査	2 1	(1) モデル建物法による場合	(略)	(略)	
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千円	
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千円	
			(略)	(略)	
			(2) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円
				(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)

			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
			(略)	(略)
3	建築物省エネ法第三十五条第一項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請のとき。	
		次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申出があった場合には、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合には当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）		
	1 申請に併	(1) 一戸建て住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）	(略)	

			(略)	(略)
3	建築物省エネ法第三十条第一項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請のとき。	
		次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十条第二項の規定による申出があった場合には、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合には当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）		
	1 申請に併	(1) 一戸建て住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）	(略)	



定の申請に対する審査	せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(2) ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)		
			(1) 以外の建築物			
		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分	(略)	(略)	
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	

の申請に対する審査	せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(2) ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)		
			(1) 以外の建築物			
		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分	(略)	(略)	
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	

2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て住宅	(略)	(略)		
	(2) ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)		
	イ 一の建築物の申請の場合 非住宅部分	(ア) 住宅部分	(略)	(略)	
			(イ) モデル建物法(略)住宅部分による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千百円
		イ) 住宅部分	イ) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万七千円
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
			イ) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
(略)	(略)	(略)			

2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て住宅	(略)	(略)		
	(2) ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)		
	イ 一の建築物の申請の場合 非住宅部分	(ア) 住宅部分	(略)	(略)	
			(イ) モデル建物法(略)住宅部分による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千百円
		イ) 住宅部分	イ) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
			イ) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
(略)	(略)	(略)			

				標準 入力 法等 (略)	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの	二十二万七千 百円	
				)に よる 場合	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの	二十八万四千 四百円	
				(略)	当該部分の床面 積の合計が千平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの	三十六万七千 百円	
				(略)	(略)	(略)	
4	建築物 省エネ 法第三 十六条 第一項 の規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せ て建築物省エネ法第三十六条第二項において準用する建築物省エ ネ法第三十五条第二項の規定による申出があった場合において は、一の建築物について別表第一-24の2の項に掲げる額（申請に	変更 認定 申請 のと き。				

				標準 入力 法等 (略)	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの	二十二万七千 百円	
				)に よる 場合	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの	三十六万七千 百円	
				(略)	(略)	(略)	
4	建築物 省エネ 法第三 十一条 第一項 の規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せ て建築物省エネ法第三十一条第二項において準用する建築物省エ ネ法第三十条第二項の規定による申出があった場合においては、 一の建築物について別表第一-24の2の項に掲げる額（申請に係る	変更 認定 申請 のと き。				

による 建築物 エネルギー ギー消費 費性能 向上計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査	係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合において は当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築 基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる 場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の 5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた 額)				
	1 申	(1) 一戸建て住宅		(略)	
	請に併 せて建 築物省 エネ法 第三十 五条第 一項各 号に掲 げる基 準に適 合して	(2) ア	住戸ごとの申 請の場合	(略)	(略)
		イ	一 の建築 物の申 請の場 合	(ア) 住宅部分 (略)	(略)
(イ) 非住宅部 分	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの			六千九百円	

による 建築物 エネルギー ギー消費 費性能 向上計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査	計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合において は当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基 準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合 においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の 項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)				
	1 申	(1) 一戸建て住宅		(略)	
	請に併 せて建 築物省 エネ法 第三十 五条第 一項各 号に掲 げる基 準に適 合して	(2) ア	住戸ごとの申 請の場合	(略)	(略)
		イ	一 の建築 物の申 請の場 合	(ア) 住宅部分 (略)	(略)
(イ) 非住宅部 分	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの			六千九百円	

いることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万千八百円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千円
			(略)	(略)
			(略)	(略)
2 1 以外の場合	(1)	一戸建て住宅		(略)
	(2)	ア 住戸ごとの申請の場合		(略)
	(1) 以外の建築物	イ	(ア) 住宅部分	(略)
			(イ) モデル建物法による	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
			六万千円	

ることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千円
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
2 1 以外の場合	(1)	一戸建て住宅		(略)
	(2)	ア 住戸ごとの申請の場合		(略)
	(1) 以外の建築物	イ	(ア) 住宅部分	(略)
			(イ) モデル建物法による	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
			六万千円	

住宅部分	る場 合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万七千六百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円
		(略)	(略)
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
	る場 合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
		(略)	(略)
		(略)	(略)

住宅部分	る場 合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	(略)
		(略)	(略)
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
	る場 合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千二百円
		(略)	(略)
		(略)	(略)

					当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
				(略)	(略)	(略)
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 省エネルギー法第四 十一条 第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (略)	認定申請のとき。			
		1 申請に併せて建築物省エネルギー法第二條第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合している	(1) 一戸建て住宅	(略)	(略)	(略)
			(2) ア 住宅部分	(略)	(略)	(略)
			(1) イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百元	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円	

				(略)	(略)	(略)
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 省エネルギー法第三 十六条 第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請のとき。	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (略)	認定申請のとき。			
		1 申請に併せて建築物省エネルギー法第二條第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合している	(1) 一戸建て住宅	(略)	(略)	(略)
			(2) ア 住宅部分	(略)	(略)	(略)
			(1) イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百元	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円	

旨の認 定の申 請に対 する審 査	消費性 能基準 に適合 してい ること を示す 書類と して区 長が定 めるも のが提 出され た場合			当該部分の床面 積の合計が千平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの (略)	二万七千百円 (略)
	2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て 住宅	(略)	(略)	(略)
	(2) (1)以 外の建築 物	ア 住 宅部分 イ 非 住宅部 分	(略) (ア) モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの	八万七千百円

定の申 請に対 する審 査	に適合 してい ること を示す 書類と して区 長が定 めるも のが提 出され た場合				
	2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て 住宅	(略)	(略)	(略)
	(2) (1)以 外の建築 物	ア 住 宅部分 イ 非 住宅部 分	(略) (ア) モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの	八万七千百円



	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万七 百円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七 百円
	(略)	(略)
(イ) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十二万七 千 百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十八万四千 四百円

	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七 百円
	(略)	(略)
(イ) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十二万七 千 百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七 千 百円

				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円
				(略)	(略)
6	建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 (略)			
	消費性能の向上に関する法律施行規則	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千八百円	
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千円	
			(略)		

				(略)	(略)
6	建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 (略)			
	消費性能の向上に関する法律施行規則	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千九百円	
			(略)		
			(略)		

号) 第 十一条 の規定 による 建築物 エネルギー 消費性能 確保計 画の変 更が軽 微な変 更に該 当して いるこ との証 明の申 請に対 する審 査	2 1	(1) モデル建物法によ る場合 非住宅 部分の 場合	当該部分の床面	七万七千六百
			積の合計が三百	円
			平方メートル以	
			上二千平方メー	
			トル未満のもの	
		当該部分の床面	十万二千百円	
		積の合計が千平		
		方メートル以上		
		二千平方メー		
		トル未満のもの		
(略)	(略)			
(2) 標準入力法等によ る場合	当該部分の床面	十九万九千二		
	積の合計が三百	百円		
	平方メートル以			
	上二千平方メー			
	トル未満のもの			

号) 第 十一条 の規定 による 建築物 エネルギー 消費性能 確保計 画の変 更が軽 微な変 更に該 当して いるこ との証 明の申 請に対 する審 査	2 1	(1) モデル建物法によ る場合 非住宅 部分の 場合	当該部分の床面	十万二千百円
			積の合計が三百	
			平方メートル以	
			上二千平方メー	
			トル未満のもの	
		(略)	(略)	
		(2) 標準入力法等によ る場合	当該部分の床面	二十五万七千
			積の合計が三百	百円
			平方メートル以	
			上二千平方メー	
トル未満のもの				

			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
			(略)	(略)

			(略)	(略)

備考

- 1 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項2(2)、2の項2(2)、5の項2(2)イ(イ)又は6の項2(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし

備考

(新設)

(新設)

書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれこの表の3の項2(2)イ(イ)又は4の項2(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネ法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項1の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネ法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項1の規定により算出した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消

費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項1の規定により算出した額とする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

11 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項1の規定により算出した額とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1 2 (略)

1 3 (略)

1 4 (略)

1 5 (略)

1 6 (略)

1 0 (略)

1 1 (略)

1 2 (略)

1 3 (略)

1 4 (略)